

入 札 説 明 書

宮崎県が行う県有物品の売却に係る条件付一般競争入札については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)に定めるもののほか、本件入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和7年1月23日(木)

2 競争入札に付する事項

(1) 件 名 高性能林業機械(コマツ社製プロセッサ)1台の売却

(2) 型 式 等 ベースマシン:コマツPC150-5(平成7年3月購入)
アタッチメント:イワフジ製GP35A(平成16年7月購入)

(3) 仕 様 等

売却物品の仕様、状態及び引渡条件等の詳細については、別紙仕様書のとおり。

(4) 物品の引渡場所

宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2957番地12
コマツ宮崎株式会社駐機場

(5) 引渡条件

売却物品は、売却代金の納入確認後、上記引渡場所において、現状のまま引き渡すものとし、引き取りに係る費用は買受人の負担とする。なお、令和7年3月26日(水)17時までは引き取りを完了させること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件等

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく入札参加の資格停止を受けてないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下、これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(6) 現地説明会に参加した者であること。

4 現地説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年2月7日（金）午後14時から
- (2) 場 所 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2957番地12
コマツ宮崎株式会社駐機場

(3) 参加申込

現地説明会に参加を希望する者は、令和6年2月3日（月）午後5時までに5の(1)に記載の部署（担当）に電話で参加申込を行うこと。

5 入札参加資格確認申請書の提出

この競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 提出場所 郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品管理・指導担当
電話番号 0985-26-7119
- (2) 提出期限 令和7年2月19日（水）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては書留郵便に限る。）
なお、郵送による場合は、提出期限までに到着すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認結果は、令和7年2月21日（金）までに申出者に通知する。

7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品管理・指導担当
電話番号 0985-26-7119
- (2) 期 間 令和7年1月23日（木）から令和7年2月27日（木）まで
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場 所 郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品管理・指導担当
電話番号 0985-26-7119
- (2) 期 間 令和7年1月23日（木）から令和7年2月27日（木）まで
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

9 入札に関する質問

- (1) 入札者は、仕様書等に質問がある場合は、令和7年2月14日（金）午後5時までに下記メールアドレスに電子メールにより質問書（別紙様式第2号）を提出すること。

物品管理調達課代表アドレス

E-mail : buppinkanri@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、質問者に個別に電子メールで回答するが、入札に参加する者全員に周知する必要があると判断したものについては、全員に電子メールで通知する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

10 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

① 日 時 令和7年2月28日（金） 午前10時から

② 場 所 郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県庁1号館1階 物品管理調達課入札室

(2) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式3）を下記のとおり提出しなければならない。

(3) 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。

(4) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

(5) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式4）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。

(9) 開札には各入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

11 再度入札

(1) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がなかったときは直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

(4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結前（落札決定した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内）に納付しなければならない。ただし、次の①又は②のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免

除される。

① 契約の相手方が保険会社との間に宮崎県を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

※提出書類 履行保証保険証書

② 過去2箇年度の間に、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらすべてを誠実に履行している実績がある場合。

※提出書類 履行証明書

13 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第122条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、落札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

15 入札結果の公表

入札結果は、令和7年3月10日から令和7年3月21日までHPに掲示する。

16 その他

- (1) 入札者は、入札後に仕様書等について不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札の参加に必要な書類(一般競争入札参加申出書、入札書等)には、鉛筆その他消えやすいもの(記載した文字等を容易に消すことができるボールペンを含む。)を用いて記載してはいけない。
- (3) 落札者は、契約締結後15日以内に県が発行する納入通知書により指定金融機関へ納入すること。

仕 様 書

1 一般競争入札に付する売却物件の概要

(1) 品 名 高性能林業機械 (コマツ社製プロセッサ) P-1302

(2) 型 式 ベースマシン : コマツPC150-5 (1台)
アタッチメント : イワフジ製GP35A (1台)

(3) 年 式 ベースマシン : 平成7年3月購入 (コマツ)
アタッチメント : 平成16年7月購入

(4) ベースマシン仕様 (コマツPC150-5)

項 目	内 容
全 長	輸送時全長 8,500mm
全 幅	輸送時全幅 2,490mm
全 高	輸送時全高 2,820mm
重 量	機械質量 15,300kg
エンジン出力	100PS/2,000rpm

(5) アタッチメント仕様 (イワフジ製GP35A)

項 目	内 容
最大玉切り直径	530mm
枝払い直径	420~430mm
送り装置	2ローラ式
枝払装置 (型式)	3枚移動刃式
玉切装置 (型式)	油圧駆動チェーンソー
重 量	880kg
測尺装置	歯車回転パルス式

2 売却物品の状態

(1) 使用時間

①コマツPC150-5 (機械番号P-1302) 及びアタッチメントの稼働実績
10,541Hrm

(2) 故障箇所

①コマツPC150-5 及びアタッチメントはエンジン周りや油圧系統の根本的な
大規模補修が必要。

3 引渡条件

- (1) 当該物品は、現状のまま引き渡すものとし、機器を使用するために必要となる修繕経費は落札者が負担する。
- (2) 当該物品は、所在する場所にて引き渡すものとし、引き取りに係る経費は落札者が負担する。
- (3) 当該物品に表示されている下記の文字については、引渡後に落札者が抹消するものとし、それにかかる経費は落札者が負担する。
 - 抹消する文字
 - ・「宮崎県」の文字 2カ所
 - ・管理番号「P-1302」 2カ所 計4カ所 (別紙 現物写真を参照)
- (4) 当該物品の引渡後、(3)で示した文字の抹消が終了したら、落札者は抹消を確認できる写真等を添付した報告書を令和7年3月31日(月)までに提出するものとする。
- (5) 売買契約締結後、当該物品を引き渡すまでの間に、当該物品が宮崎県の責めに帰することができない事由により滅失又は棄損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。
- (6) 売買契約締結後、当該物件に数量の不足、その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

別紙 (赤枠4カ所の文字を抹消すること。)

